

# ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内  
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126  
http://www.ibikouiki.com/

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより  
表紙写真の募集について
- 3 ● 令和8年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場利用状況  
介護認定調査員募集!
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 65歳以上の方の介護保険料
- 8 ● 介護保険ってなんでしょう  
介護保険負担割合証更新のお知らせ



## 霞間ヶ溪花畑(池田町藤代地内)

池田山麓は、春の桜が美しく咲き誇り、県内でも有数の景勝地です。霞間ヶ溪花畑は、霞間ヶ溪公園に併設され、夏は紫陽花が瑞々しさで彩り、来訪客をもてなします。池田の森の爽やかな風に満面の笑顔を乗せて、初夏を感じる風物詩を楽しみに、歩いて見たくなる森の小道です。季節ごとに表情を変え、一年を通して色とりどりの花や木を愛で、人と地域を花でつむぐ。ふれあい街道の霞間ヶ溪花畑をお楽しみください。(写真提供/池田町総務部企画課)

# No.53

令和8年6月1日発行

# 介護保険ってなんでしょう



「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢化社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだまだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介いたします。

## ● 介護保険とは

日本国民全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、揖斐広域連合より介護保険被保険者証が交付されます。介護が必要となった人は、費用の一部を負担して、さまざまな介護サービスを受けられます。要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

## ● 医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは、病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

## ● 64歳まで納めた記憶がないのですが？

40歳から64歳まではそれぞれの方が加入している健康保険と一緒に納めていますが、65歳になると、揖斐広域連合へ健康保険とは別に納めていただくことになります。

## ● 介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

## ● 普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、半年から1年程度の準備期間が必要となります。年金を年額18万円以上受給している方は、約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

## ● 65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目より各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆ 揖斐広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。ご自身で確認することが難しい方は、確認できる方を指定して文書の送付先を変更することもできます。

◆ ご不明な点、質問等がございましたら、担当係までご連絡ください。  
揖斐広域連合 介護保険課 0585-23-0188

## ● 介護保険負担割合証更新のお知らせ ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が令和8年7月31日までとなっています。8月1日以降も要介護・要支援認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により要介護・要支援認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月中旬に送付します。8月以降に介護保険サービスを利用される場合は、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。



# 揖斐広域連合議会だより

令和8年第1回定例会が2月19日に開催され、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算などの議案が原案どおり可決されました。

## 提出議案

### ◎令和7年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第3号)について

広域斎場施設の待合棟における空調設備更新工事の入札契約差金等による減額その他、3町からの派遣職員の経費負担金の増額、会計年度任用職員の人件費及び財政調整基金積立金に係る増額のため補正しました。

補正額(増額) 10万8,000円  
補正後予算額 3億2,425万6,000円

### ◎令和7年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について

介護保険システム標準化事業移行業務委託費における繰越明許費の計上、情報システム標準化・共通化対応支援業務に伴う介護保険システム標準化事業移行業務や介護認定審査会ペーパーレス化事業の入札契約差金等による減額その他、会計年度任用職員の人件費、第三者行為求償事務負担金及び介護給付費準備基金積立金に係る増額のため補正しました。

補正額(増額) 4,081万5,000円  
補正後予算額 75億4,589万4,000円

### ◎令和8年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ3億4,958万円で前年比7.9%の増額となりました。

### ◎令和8年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ73億5,743万6千円で前年比1.0%の減額となりました。

### ◎債権の放棄について

株式会社豆屋(以下「債務者」という。)との間で締結した平成24年4月1日から平成27年3月31日までの履行期間での特別養護老人ホーム尚和園の食事調理業務委託に係る債務不履行に基づき発生した広域連合が債務者に対して有する損害賠償金37万1,322円について、債務者の業務継続不可能や居所不明などにより回収が困難であることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を得まして債権を放棄することとなりました。



# 令和8年度 予算状況

第1回定例会で議決された、令和8年度各会計予算の内容をお知らせします。

## 一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、3町からの負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、広域連合の運営に伴う委託料などの総務費と広域斎場の運営にかかる委託料や広域斎場の火葬炉の修繕と、空調設備改修工事等の維持管理費です。
- ・一般会計の総額は349,580千円で、前年度より25,742千円の増額となります。(7.9%)

## 介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(3町負担金)、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金です。
- ・歳出の主な内容は、介護保険情報システム標準化・共通化対応システムの整備費、保険給付費、地域支援事業費、第10期介護保険事業計画策定業務費などです。
- ・介護保険特別会計の総額は、7,357,436千円で、前年度より76,959千円の減額となります。(△1.0%)

## 一般会計

### 歳入

(単位：千円)

科目	令和8年度	令和7年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	269,135	253,273	6.3
2. 使用料及び手数料	27,809	27,671	0.5
3. 国庫支出金	25,860	26,976	△4.1
4. 県支出金	12,930	13,488	△4.1
5. 財産収入	923	317	191.2
6. 繰入金	10,450	1	-
7. 繰越金	2,000	2,000	0.0
8. 諸収入	473	112	322.3
合計	349,580	323,838	7.9

### 歳出

科目	令和8年度	令和7年度	増減率(%)
1. 議会費	366	365	0.3
2. 総務費	142,745	123,648	15.4
3. 民生費	52,215	54,449	△4.1
4. 衛生費	134,242	125,422	7.0
5. 農林水産業費	898	842	6.7
6. 公債費	17,114	17,112	0.0
7. 予備費	2,000	2,000	0.0
合計	349,580	323,838	7.9

## 介護保険特別会計

### 歳入

(単位：千円)

科目	令和8年度	令和7年度	増減率(%)
1. 保険料	1,556,930	1,574,549	△1.1
2. 分担金及び負担金	1,067,928	1,110,608	△3.8
3. 使用料及び手数料	2	3	△33.3
4. 国庫支出金	1,578,021	1,598,278	△1.3
5. 支払基金交付金	1,897,432	1,909,200	△0.6
6. 県支出金	1,039,134	1,039,464	△0.0
7. 財産収入	1,504	455	230.5
8. 繰入金	51,721	53,953	△4.1
9. 繰越金	164,668	147,839	11.4
10. 諸収入	95	45	111.1
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	7,357,436	7,434,395	△1.0

### 歳出

科目	令和8年度	令和7年度	増減率(%)
1. 総務費	160,947	197,183	△18.4
2. 保険給付費	6,925,618	6,977,441	△0.7
3. 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	258,267	247,168	4.5
5. 公債費	51	50	2.0
6. 諸支出金	2,552	2,552	0.0
7. 予備費	10,000	10,000	0.0
合計	7,357,436	7,434,395	△1.0

## 「揖斐広域連合 広報めぐり」表紙写真の募集について

- **募集内容** 6月1日・1月1日に揖斐広域連合が発行する「広報めぐり」を、より身近な広報誌とするため、表紙に掲載する写真を次のとおり募集します。
- **応募資格** 揖斐郡内三町在住、在勤、在学の方でプロアマ、年齢性別は問いません。
- **応募規定** 揖斐郡内三町内で撮影したもので、自作かつ未発表のもの。(合成写真、組写真、画像加工したものは除く)(800万画素以上ファインダーモードで撮影。目安:デジタル画像3.6MB程度以上。)風景、人物、くらしの様子を写したするなど、被写体は問いません。三町や、お住まいの方の魅力が伝わる様な写真や、思わず笑顔になったり、温かい気持ちになる写真をお待ちしています。(人物が写っている場合は、その人物の掲載許可を得ていること。)
- **応募方法** 写真データを電子メール(5MB)以内で送信してください。(連絡のとれる電話番号を添付のこと。)
- **選考方法** 揖斐広域連合広報めぐり編集会議で審査の上、採用作品を決定いたします。ただし、採用者への賞金や商品はありません。
  - ・選考基準については、揖斐広域連合にご一任いただきます。
  - ・採用の場合は、内容確認の為、ご連絡します。
- **その他**
  - ・採用作品に関する著作権等一切の権限は、揖斐広域連合に帰属します。
  - ・応募作品は、「広報めぐり」以外の紙面及びホームページ等の広報事業に掲載させていただく場合があります。
  - ・この募集において取得した個人情報、本目的以外には使用しません。ただし、「広報めぐり」などに掲載する際は採用者のお名前を公表します。
  - ・作品の権利等で、第三者から受けた苦情等については、すべて応募者で対応するものとします。
  - ・応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- **申し込み・問い合わせ先** 揖斐広域連合 総務課 広報「めぐり」係  
〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内  
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126  
E-mail nukumori-kaigo@union.ibi.lg.jp ホームページ <http://www.ibikouiki.com/>

# 介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(令和8年3月末現在)

(単位:人)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同月 B	比較 A-B
第1号被保険者	7,533	6,705	6,819	21,057	21,101	△44
内訳						
65歳以上75歳未満	2,941	2,790	2,802	8,533	8,867	△334
75歳以上	4,592	3,915	4,017	12,524	12,234	290

表2 要介護・要支援認定申請の状況(令和7年4月～令和8年3月までの累計)

(単位:件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
新規申請	312	256	276	844	867	△23
区分変更申請	176	131	138	445	512	△67
更新申請	670	532	455	1,657	1,409	248
合計	1,158	919	869	2,946	2,788	158

・令和7年4月から令和8年3月までの認定申請は、2,946件で前年同期間より158件増加しています。  
 ・申請のうち、新規申請が844件、区分変更申請が445件、更新申請が1,657件です。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(令和7年4月～令和8年3月までの累計)

(単位:回)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
審査会開催数				139	140	△1
非該当	2	3	1	6	2	4
要支援1	46	71	68	185	189	△4
要支援2	135	119	127	381	295	86
要介護1	293	210	183	686	611	75
要介護2	225	168	156	549	529	20
要介護3	185	142	100	427	442	△15
要介護4	145	110	123	378	356	22
要介護5	138	98	113	349	320	29
合計	1,169	921	871	2,961	2,744	217

・令和7年4月から令和8年3月までに審査会を139回開催し、2,961件の審査判定を行いました。そのうち、6件が非該当と判定されました。  
 取下げ等により、申請件数より判定件数が少なくなっています。

表4 要介護・要支援認定者の状況(令和8年3月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	51	147	329	253	222	155	121	1,278	98.2%
内訳									
65歳以上75歳未満	5	16	25	16	14	14	11	101	7.8%
75歳以上	46	131	304	237	208	141	110	1,177	90.4%
第2号被保険者	1	6	3	7	1	1	5	24	1.8%
合計	52	153	332	260	223	156	126	1,302	100.0%
介護度別構成比	4.0%	11.7%	25.5%	20.0%	17.1%	12.0%	9.7%	100.0%	

(2) 大野町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	77	135	242	224	172	116	105	1,071	97.6%
内訳									
65歳以上75歳未満	4	10	22	18	11	11	10	86	7.8%
75歳以上	73	125	220	206	161	105	95	985	89.8%
第2号被保険者	0	3	3	9	2	4	5	26	2.4%
合計	77	138	245	233	174	120	110	1,097	100.0%
介護度別構成比	7.0%	12.6%	22.3%	21.3%	15.9%	10.9%	10.0%	100.0%	

(3) 池田町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	76	148	212	213	145	128	95	1,017	97.2%
内訳									
65歳以上75歳未満	7	13	13	14	12	10	8	77	7.3%
75歳以上	69	135	199	199	133	118	87	940	89.9%
第2号被保険者	1	3	8	5	3	5	4	29	2.8%
合計	77	151	220	218	148	133	99	1,046	100.0%
介護度別構成比	7.4%	14.4%	21.0%	20.8%	14.2%	12.7%	9.5%	100.0%	

# 揖斐広域斎場利用状況(令和7年度)

## ●地域別(火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	34	18	25	30	30	24	24	20	40	34	24	34	337
大野町	24	28	15	27	18	22	27	31	16	22	24	17	271
池田町	14	27	22	17	30	11	20	23	18	23	24	24	253
その他	11	10	15	17	6	7	13	12	19	17	16	16	159
合計	83	83	77	91	84	64	84	86	93	96	88	91	1,020

## ●施設別利用状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	9	8	4	7	6	1	7	5	8	7	5	4	71
蓮の間(通夜・告別式)	3	3	1	2	0	2	1	2	1	3	2	3	23
菊の間(告別式のみ)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5
蓮の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊・蓮の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待合い洋室	34	36	35	36	37	23	24	29	36	39	35	38	402
待合い和室	12	17	10	7	13	11	18	18	14	13	15	12	160
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
祭壇	12	11	6	9	13	3	8	7	9	10	5	8	101
合計	71	76	57	61	70	40	58	61	69	72	62	66	763

## ●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	10	15	11	8	15	8	8	10	17	16	12	11	141
大野町	12	16	13	14	16	9	17	20	13	20	13	12	175
池田町	9	9	7	13	10	9	12	9	14	9	12	6	119
合計	31	40	31	35	41	26	37	39	44	45	37	29	435

## 揖斐広域連合 介護認定調査員募集!

介護保険認定調査員(会計年度任用職員)を募集します。

**応募期限** 令和8年6月30日(火) **選考方法** 書類審査及び面談

**業務内容** 介護保険サービスの利用を希望する方がどの程度の要支援状態・要介護状態にあるかを、居住している場所に訪問し、心身の状況を聞き取り調査するお仕事です。

**募集人数** 若干名

**応募資格** 下記のすべてに当てはまる方  
 ①揖斐郡内に在住の方  
 ②普通自動車免許を有する方  
 ③パソコンが使える方(エクセル、ワード等)

**任用期間** 令和8年8月1日～令和9年3月31日

**勤務時間** 月～金曜日 午前8時30分から午後4時15分まで(国民の休日および年末年始を除く)

**応募方法** 下記の書類を用意して提出してください。  
 ①履歴書(市販のもの可)  
 ②作文(テーマ「応募動機」、400字詰原稿用紙2枚程度)  
 ③介護支援専門員や福祉関係の資格をお持ちの方は、資格証明書の写し

※勤務条件や応募の際の必要書類など、詳しくは事務局までお問合せください。

**お問合せ・送付先(事務局)** 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎5階  
 揖斐広域連合 介護保険課  
 電話 0585-23-0188 FAX 0585-21-0126

# 65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に令和8年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

## ○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方 23%	保険料 40~64歳の方 27%	公費 国・県・町 50%
-----------------------	------------------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の23%を人口で割って保険料として負担していただきます。

## ○65歳以上の方の保険料の決め方

$$\frac{\text{損斐広域連合で必要な介護サービスの総費用}}{\text{65歳以上の方の負担分(23\%)}} \div \frac{\text{損斐広域連合管内に住む65歳以上の方の人数}}{\text{}} = \text{保険料の基準額}$$

令和8年度の基準年額は **74,400円** です。

介護保険料は、特別徴収(老齢年金等から保険料が差し引かれる方法)と、普通徴収(納付書もしくは口座振替による方法)の2通りがあり、原則は特別徴収のため、本人の希望で特別徴収と普通徴収を選択することはできません。普通徴収の方は、納期限を忘れずに納付してください。

## 令和8年度の介護保険料

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。  
※第1~3段階は、軽減措置後の保険料率および保険料です。

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額 ×0.285	21,200円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	36,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.685	50,900円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額 ×0.9	66,900円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額	74,400円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	89,200円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	96,700円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	111,600円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	126,400円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	141,300円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	156,200円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	171,100円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	178,500円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。※第1~3段階は、軽減措置後の保険料率および保険料です。

## ○令和7年度までの変更点

介護保険法施行令の一部改正により、第1段階、第2段階、第4段階の、「対象となる方」欄における課税年金収入額を80万9千円から82万6,500円へ変更します。

## (4) 合計

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	204	430	783	690	539	399	321	3,366	97.7%
内訳	65歳以上75歳未満	16	39	60	48	37	35	264	7.7%
	75歳以上	188	391	723	642	502	364	3,102	90.0%
第2号被保険者	2	12	14	21	6	10	14	79	2.3%
合計	206	442	797	711	545	409	335	3,445	100.0%
介護度別構成比	6.0%	12.8%	23.1%	20.7%	15.8%	11.9%	9.7%	100.0%	

・令和8年3月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が3,366人、第2号被保険者が79人で合計3,445人となっています。  
・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が264人(全体の7.7%)、75歳以上の第1号被保険者が3,102人(全体の90.0%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が79人(全体の2.3%)となっています。  
※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

## 表5 保険給付費の状況(令和7年4月~令和8年3月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費を合算したものです。

(単位:千円)

種類	損斐川町	大野町	池田町	合計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	1,009,029	903,723	847,135	2,759,887	40.6%	2,739,834
訪問介護	143,597	156,328	153,533	453,458	6.7%	417,280
訪問入浴	7,355	11,945	10,118	29,418	0.4%	30,333
訪問看護	61,227	48,341	45,750	155,318	2.3%	144,557
訪問リハビリテーション	4,347	9,612	9,047	23,006	0.3%	27,358
居宅療養管理指導	24,192	17,446	12,989	54,627	0.8%	46,738
通所介護	258,802	135,850	197,472	592,124	8.7%	607,197
通所リハビリテーション	139,115	250,650	85,337	475,102	7.0%	477,486
短期入所生活介護	83,963	52,842	104,084	240,889	3.5%	276,076
短期入所療養・医療介護	57,961	44,285	35,061	137,307	2.0%	136,344
福祉用具貸与	67,580	65,830	61,706	195,116	2.9%	188,467
福祉用具購入費	2,775	1,978	2,541	7,294	0.1%	6,925
住宅改修費	7,968	6,793	4,928	19,689	0.3%	18,852
特定施設入居者生活介護	26,442	10,825	27,710	64,977	1.0%	54,720
予防・介護サービス計画費	123,705	90,998	96,859	311,562	4.6%	307,501
② 地域密着型(介護予防)サービス	545,312	465,671	306,991	1,317,974	19.4%	1,308,434
認知症対応型通所介護	12,916	14,297	25,074	52,287	0.7%	53,636
小規模多機能型居宅介護	22,710	480	38,510	61,700	0.9%	63,373
認知症対応型共同生活介護	323,142	249,113	216,703	788,958	11.6%	777,103
地域密着型老人福祉施設	140,244	174,486	16,833	331,563	4.9%	322,948
地域密着型通所介護	44,348	25,423	9,871	79,642	1.2%	88,853
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,952	1,872	0	3,824	0.1%	2,521
③ 施設サービス	1,055,672	723,480	649,441	2,428,593	35.7%	2,213,689
介護老人福祉施設	549,020	322,680	343,757	1,215,457	17.9%	1,083,822
介護老人保健施設	488,631	391,455	296,896	1,176,982	17.3%	1,100,389
介護療養型医療施設・介護医療院	18,021	9,345	8,788	36,154	0.5%	29,478
④ 高額サービス費	64,840	53,618	37,689	156,147	2.3%	154,401
⑤ 特定入所者サービス費	49,962	43,947	23,155	117,064	1.7%	112,890
⑥ 高額医療合算介護サービス費	8,508	7,413	6,138	22,059	0.3%	20,051
合計(①~⑥)	2,733,323	2,197,852	1,870,549	6,801,724	100.0%	6,549,299

・令和7年4月から令和8年3月までの給付費の総額は6,801,724千円となっており、前年と比較して252,425千円の増となっています。  
・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,759,887千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,317,974千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,428,593千円となっています。  
※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。